

内部監査の実施状況について

(平成30年3月末現在)

監査対象 官 署 名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講じた措置
群馬労働局 総務課	平成30年 3月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・問題なし 	
群馬労働局 各課室 (総務課除く)	平成30年 2月5日 ? 2月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤簿に係る事務処理において不備があったもの。(1課) ・休暇簿に係る事務処理において不備があったもの。(2課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理誤り等については、適用となる法制度・通達等を説明のうえ直ちに是正させた。 ・併せて、複数職員による点検体制の構築等、再発防止対策を講じるよう指導した。
高崎労基署 外6署	平成29年 7月6日 ? 7月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務命令による外出簿に記載漏れがあったもの。(1署) ・出張復命書の報告事項の記載がないもの。(1署) ・共済関係の通帳の名義変更がなされていないもの。(1署) ・休暇簿に係る事務処理において記載誤りがあったもの。(1署) ・旅行命令と外出簿の区分けがされていないもの。(1署) ・休暇振替命令簿に記載誤りがあったもの。(1署) ・命令権者不在時に旅行命令が出されていたもの。(1署) ・郵便料金に係る帳簿に不備があったもの。(1署) ・旅行請求漏れがあったもの。(1署) ・物品管理簿に記載漏れがあったもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理誤り等については、適用となる法制度・通達等を説明のうえ直ちに是正させた。 ・併せて、複数職員による点検体制の構築等、再発防止対策を講じるよう指導した。
前橋安定所 外11所	平成29年 11月16日 ? 12月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤手当の認定について、改定月の誤りがあったもの。(1所) ・官用車使用簿の体調確認印漏れがあったもの。(2所) ・勤務時間管理員の代理印漏れがあったもの。(1所) ・休暇振替命令簿に記載誤りがあったもの。(1所) ・分任物品管理官の引継書が作成されていないもの。(2所) ・超過勤務時間と退庁時間に不整合があったもの。(1所) ・勤務時間管理員の代理が運用されていないもの(後関処理)。(1所) ・通勤届について、客観的な距離の確認がされていないもの。(1所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理誤り等については、適用となる法制度・通達等を説明のうえ直ちに是正させた。 ・併せて、複数職員による点検体制の構築等、再発防止対策を講じるよう指導した。